

第2章

計画推進の方向性

第2章

計画推進の方向性

第1節 地域福祉推進の基本方針

(1) 「与えられる福祉」から「共に活躍できる福祉」を目指します

平成24年に成立した障害者総合支援法²⁹では、社会的障壁を取り除き、社会参加の機会が確保されるとともに、住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう日常生活や社会生活を計画的かつ総合的に支援することとされました。

平成25年の災害対策基本法の一部改正では、避難行動要支援者名簿²⁸の作成を市町村の責務とするとともに、避難行動要支援者²¹の「自助」と地域（近隣）の「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制の整備及び避難支援体制整備を求めています。

平成27年4月からは生活困窮者自立支援制度³¹や子ども・子育て支援新制度³²が実施され、平成28年4月からは、個人の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた障害者差別解消法³⁰がスタートしました。

さらに、介護保険制度²⁴の予防給付のうち、訪問介護²⁵・通所介護²⁶については、平成29年4月から地域支援事業²⁷に移行します。介護事業所による既存のサービスに加えて、事業者等、市民ボランティアなどの地域の多様な主体による高齢者の支援が期待されています。

このようなことから、これまでの公的な支援措置を一方向的に受ける「与えられる福祉」から、誰もが対等の立場で支え合い、助け合うことを基本とした「共に活躍できる福祉」への転換に向けた計画とします。

(2) 市民協働をさらに進めます

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定する場合は、市民の意見を十分に反映した計画とする必要があります。手法としては、市民アンケートや市民懇談会、各種委員会の設置など様々な方法が考えられます。今後は市社会福祉協議会と連携して市民協働⁶を進めるため、市民が直接参加する「地域ふくし懇談会³⁵」を積極的に開催していきます。

市民協働を進めるには、市民と行政（市役所）との連携はもとより、行政（市役所）の総合化、即ち、行政（市役所）内部の横の連携が重要になります。そのため、日頃から関係各課が緊密に情報を共有し、積極的な連絡調整を図ります。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携を図ります

行政（市役所）及び市社会福祉協議会は、常陸太田市の地域福祉を一層推進するため、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の基本理念・基本目標を共有し、市民協働⁶により連携して地域福祉を推進していきます。



第2節 地域福祉推進の基本方針

第1項 理想の地域の姿（基本理念）

地域のつながりが希薄になったといわれる昨今，誰もが住み慣れた我が家で，いつまでも安心して幸せに暮らすためには，市民一人ひとりが地域の絆を大切に，お互いに支え合い・助けあっていくことが大切です。

常陸太田市では，常陸太田市第6次総合計画において，「幸せを感じ，暮らし続けたいと思うまち 常陸太田」をまちの将来像とし，「市民のだれもが生涯活躍できるまちづくり」を目指しています。

本計画においては，地域における人と人とのつながりが，温もりある地域を育むと同時に，人々の尊厳を守る暮らしに欠くことのできないものとして，基本理念を次のとおりとします。

『あたたかい ^{なか}つながりの中で

^{じぶん}自分らしく暮らせるまち ^{ひたちおおた}常陸太田』



第2項 地域福祉推進の基本目標

基本目標1 誰もが参加できる地域をつくります

～誰もが活躍できる～

誰もがお互いに人格と個性を尊重し、自己の持てる力を発揮して活躍できる地域社会をつくります。

基本目標2 ふれあい、支え合う地域をつくります

～誰もがつながる～

誰もが地域で孤立することなく、お互いに優しく手を取り合い、誰もがつながる地域社会をつくります。

基本目標3 みんなで見守り、安心できる地域をつくります

～すぐに見つける～

誰もが地域の異変にいち早く気づき、自分から声を出せない人を見逃さない地域社会をつくります。

基本目標4 災害や地域の異変に備えます

～日頃から備える～

災害や突発的な地域の異変について、日頃から市民同士で話し合い、協力して行動できる地域社会をつくります。

基本目標5 地域福祉を進めるための環境を整えます

～環境をつくる～

地域福祉を積極的に進めるためのコミュニティづくりと住みよい生活環境の整備、地域の居場所づくりなどのための必要な財源を確保し、地域社会の基盤を整えます。

第3節 地域福祉の課題解決のために

第1項 重要課題

(1) 地域社会のつながりを強くすることが必要です

地域社会のつながりが希薄になりつつあることは、「地域ふくし懇談会³⁵」でも参加者の皆さんから多く意見が出されました。

少子化と人口減少を要因とする地域活力の低下と、社会の成熟に伴う合理的なものの考え方は、長きに渡り受け継がれてきた地域のつながりや慣習、行事を簡素化、縮小、衰退させることになりました。

私たちは、気苦労や労力から解放されることを選択してきた一方で、人と人とのつながりが弱まってしまったことによる寂しさも感じています。

これからは、誰もが気軽に地域とのかかわりを持つことができる、ゆるやかな関係の地域社会が求められています。

(2) 地域福祉活動の担い手を育成することが必要です

地域は、地域に暮らす人々が支え合って暮らしています。地域の住みよい暮らしのためには、そこに暮らすすべての人が、地域社会のためにできることを無理なく続けていくことが大切です。

地域福祉は、地域の様子に常に関心を持ち、困っている人がいたら声をかけ、手を差し出すという、思いやりの心を次の世代にしっかりと伝えていくことが重要です。

(3) 支援を必要としている人を見逃さない仕組みが必要です

地域には、生活保護に至らないものの生活に困窮している人や、家に引きこもっている人、虐待³⁴被害が疑われる高齢者・障がい者や子ども、言葉や生活習慣の違いから地域で孤立してしまっている外国人など、悩みを抱えている人がいます。

また、生活上の悩みがあっても、どこに相談してよいかわからない、自分から行動をおこすことができないなど、支援を必要としている人がいます。支援にかかわる関係機関が連携・協力し、要支援者を見逃すことなく、誰もが安心して暮らせる地域社会の仕組みが必要とされています。

(4) 防災意識の向上と災害時等の要支援者支援体制が必要です

日本列島は4つの大陸プレート上にあり、常に地震災害の危険にさらされています。記憶に新しいものだけでも、平成7年の阪神淡路大震災、平成15年の十勝沖地震、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、鳥取県中部地震など、この20数年の間だけでも大規模な地震が頻発しています。

また、平成26年の広島市の土砂災害、平成27年の関東・東北豪雨による洪水被害など、豪雨による大規模被害も深刻です。

これらの災害の経験から、近年「自助」「共助」の大切さが提唱されています。

一方で、個人情報保護の意識が高まっています。市民の間でも個人情報の共有には抵抗感があり、日頃の連携が重要な地域の防災対策にも支障が生じていることも事実です。

広範囲に大規模な災害が発生した場合、消防関係機関や警察などへは、救援・救助の要請が集中するため、すべての出動要請に対応することは難しくなります。

地域では、いつ起きるかわからない災害に備え、地域でできることを市民が一丸となって取り組む必要があります。特に自主防災会¹³の機能を十分に生かせるよう、日頃から、避難行動要支援者²¹の安否確認をはじめとする避難支援行動を伴う防災訓練などを実施し、市民の自主的な判断で、早めの避難行動に移せるよう、地域の体制づくりが急がれます。

(5) 市民協働を実行する体制が必要です

地域福祉を推進するためには、関係機関が連携・協力し、地域の課題を話し合い、その対応策を考え、必要な人材や資源・財源を確保し、協働で実行に移すという仕組み・体制が必要です。それぞれの主体が役割を明確にしながら、取り組みを適切に評価し、継続的に地域福祉を実行していくことが求められます。

第2項 地域福祉の課題解決の視点

常陸太田市では、地域の課題を解決するために、市民がそれぞれの立場で力を合わせて、様々な活動や事業に取り組んできており、この活動や事業は、貴重な「地域の資源」となっています。

このたびの計画策定にあたり、常陸太田市の様々な活動や事業を組み合わせることで、新しい効果や価値が創造できるものと考え、次の5つの視点を設定します。

(1) 地域の見守りと地域活動のつながり

地域福祉の取り組みで期待される役割のひとつは、支援を必要とする高齢者や障がい者、子どもや子育て中の親、言葉の問題などから意思疎通が困難な外国人など、生活上何かしらの支援が必要と思われる人を、孤立させることなく、地域で安心して暮らせるようにあたたかく見守ることです。

このような支援を必要とする人であっても、地域の様々な活動に参加する機会に恵まれ、気軽に地域の人たちとふれ合うことができれば、孤独感や不安感は和らぐのではないのでしょうか。

市民の誰もが、様々な地域の活動に気軽に参加できる機会を増やし、地域とのつながりを持ち続けることが大切です。

想定される「地域活動」

- ・ご近所付き合い・挨拶・声掛け
 - ・地域の伝統・交流行事の開催
 - ・町会・自治会活動
 - ・民生委員・児童委員活動
 - ・自主防災会活動
 - ・公民館活動
 - ・市社会福祉協議会支部活動
 - ・地域コミュニティ活動
 - ・学校と地域・PTA行事の開催
 - ・NPO活動
 - ・市民ボランティア活動
 - ・高齢者・障がい者団体・クラブ活動
 - ・子ども会活動
 - ・女性・青年団体活動
 - ・スポーツ団体活動
 - ・趣味のサークル活動
 - ・登下校時の見守り活動
- など

(2) 町会等地縁組織と各種の市民団体のつながり

地域福祉を推進するためには、各種の市民団体などの連携・協力も重要です。

多くの世帯が町会等の地縁組織に加入し、地域の奉仕活動などの地域活動に参加しています。

また、スポーツや芸術文化などの趣味、ボランティア活動など、特定の目的を持つ市民団体に所属している市民も多くいます。

地縁組織と各種の市民団体が、お互いにそれぞれの強みや弱みを補い合い、連携・協力体制をつくることで、地域活動に効果的に力を発揮できる可能性があります。

地縁組織と各種の市民団体が、日頃から交流を進め、地域の情報を共有できるように、連絡調整機能の強化を進めます。

想定される「地域活動」

- ・町会・自治会活動
 - ・自主防災会活動
 - ・公民館活動
 - ・市社会福祉協議会支部活動
 - ・地域コミュニティ活動
 - ・学校と地域・PTA行事の開催
 - ・NPO活動
 - ・市民ボランティア活動
 - ・高齢者・障がい者団体・クラブ活動
 - ・子ども会活動
 - ・女性・青年団体活動
 - ・スポーツ団体活動
 - ・趣味のサークル活動
- など



(3) 権利擁護と自立のつながり

寝たきりや認知症²³，障がいなど，どのような状態にあっても，誰もが自分らしく生活するためには，個人の権利を守る（権利擁護⁴²）ことが重要です。

虐待³⁴や詐欺被害などの生活を脅かされる被害にあうことなく，安心して暮らせるように見守り体制を強化します。

また，気軽に相談できる相談窓口の充実のほか「成年後見制度⁴³」や「日常生活自立支援事業⁴⁴」を活用し，できる限り地域で自立して生活できるよう支援を強化します。

想定される「地域活動」

- ・ 町会・自治会活動
- ・ 民生委員・児童委員活動
- ・ 市社会協議会支部活動
- ・ 地域の防犯活動
- ・ 地域の医療機関における権利擁護
- ・ 地域の事業者における権利擁護
- など



42 権利擁護 自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者等に代わって，代理人が意思表示を支援・代弁し，人権をはじめ様々な権利を適切に保護すること。

43 成年後見制度 認知症，知的障がい，精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない状態にある人や，契約時に判断能力はあるが，将来低下した場合の財産管理，介護等の契約，遺産分割等を本人に代わって成年後見人等が行う。

44 日常生活自立支援事業 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等に対し，福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより，在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするもの。社会福祉協議会の事業

(4) 日常生活と災害時等のつながり

全国的に大規模な地震や異常気象による豪雨などの災害が発生しています。

日頃から地域の防災対策について市民の意識を高め、地域ぐるみで防災活動に取り組むことが必要です。

特に、歩行に不安のある高齢者やひとりで避難所まで行くことができない障がい者などの避難行動要支援者²¹については、「避難行動要支援者避難支援登録制度⁴⁵」等を活用することが有効です。

日頃の地域の見守りの中で、対象となる人を的確に把握し、地域の支援者や支援の方法などをあらかじめ決めておくなど、日頃から災害時の対策に取り組む地域づくりを推進します。

想定される「地域活動」

- ・町会・自治会活動
- ・地域コミュニティ活動
- ・自主防災会活動
- ・学校と地域の協力活動
- ・民生委員・児童委員活動
- ・地域の医療機関の要支援者保護
- ・消防団活動
- ・地域の事業者の要支援者保護
- ・市社会福祉協議会支部活動
- ・市民の災害ボランティア活動

など



45 避難行動要支援者避難支援登録制度 避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した避難行動要支援者は、災害発生時の情報伝達や避難場所等への避難誘導等、一連の避難支援等の基礎資料となる個別計画を作成するため、避難行動要支援者に関する情報のほか、避難支援者（2人）を自ら選任して同意を得たうえで「避難行動要支援者避難支援登録申請書」を市に提出することとしている。市は、提出された「避難行動要支援者避難支援登録申請書」に基づき個別計画を作成し、避難行動要支援者および避難支援等関係者に配付する。

(5) 市民と行政のつながり

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民、事業者等、行政（市役所）などの各主体が、計画づくりの段階から一体的に取り組むことに大きな意義があります。

行政（市役所）だけでは補いきれない分野を市民や事業者等の力を合わせることで、住みよい地域社会を実現しようというものです。

市民が地域のために実行しようとしていることを計画段階から応援し、市民主体の地域活動を支える仕組みを強化します。

想定される「地域活動」

- ・町会・自治会活動
 - ・自主防災会活動
 - ・民生委員・児童委員活動
 - ・公民館活動
 - ・市社会福祉協議会支部活動
 - ・地域コミュニティ活動
 - ・NPO活動
 - ・地域の医療機関の社会貢献活動
 - ・地域の事業者の社会貢献活動
 - ・地域企業の社会貢献活動
 - ・商工会・農協の社会貢献活動
 - ・市社会福祉協議会職員の地域活動
参画
 - ・市職員の地域活動参画
- など



第3項 地域福祉の活動区域

地域福祉の活動を進めるうえで、地域の生活課題に応じ、その活動区域を柔軟に変更することにより、より効果的に対策を立てることができるものと考えられます。

(1) 基礎区域

常陸太田市における地域福祉活動の最も身近な活動区域は、隣近所で構成される「班(常会)」等であると考えられます。これらを取りまとめる組織として「町会・自治会」があり、常陸太田市の幸せづくりの活動を支える最も重要な基礎的領域です。

(2) 中間区域

複数の基礎区域が合同し「公民館¹⁷」や「地域コミュニティ¹⁸」を構成しているのが中間区域です。市社会福祉協議会支部¹⁴は、この区域と活動区域を共有しています。主に文化活動や生きがいつくり活動、福祉ボランティア活動、健康づくり活動などを実施しています。

(3) 常陸太田市の区域

行政（市役所）が福祉行政サービスを提供する基本的な区域です。



第4節 計画を進める主な担い手の役割

(1) 市民

住みよい地域づくりの主役は市民です。暮らしやすい地域にするためには、地域の状況を最も理解している市民が、意識的に地域の様子に関心を持ち、さらにその関心を高め、自分たちでできそうなことは積極的に行動に移すことが大切です。

特に、近所付き合いの挨拶や声掛けなどを積極的に行い、市民同士のつながりを広げ、ときにはみんなで一緒に活動することが期待されます。

毎日の暮らしの中で、地域に暮らすすべての人が、ゆるやかにつながり、自分も地域の一員であるという意識を持つことが求められます。

(2) 町会・自治会

町会・自治会は、市民の最も基本的な自治組織であり、市民の自発的な参加により、相互扶助の精神を発揮し、組織的に住みよい生活環境づくりに取り組むことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員⁴は、民生委員法により「常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う。」こととされています。常に市民の生活状態を把握し、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域福祉の推進に参画することが求められます。

(4) 事業者等（企業、医療・福祉事業者・NPO法人等）

事業者等は、広く社会に福祉サービスを含む様々なサービスを提供する主体です。

サービスの提供にあたっては、社会の要求に応じた質の確保はもちろんのこと、市民のニーズに基づく新たなサービスの提供とともに地域の生活課題に対する解決に協力・貢献することも期待されます。

(5) 学校

学校は、子どもたちが住む身近な地域において、様々なボランティア活動や福祉体験等の機会を活用し、福祉教育を進めています。

学校は、地域の実情に即した福祉教育はもとより、文化活動等の中心的な役割を担うとともに、地域の人々の心のよりどころにもなっています。

(6) 市民ボランティア

市民ボランティアは、身近な地域や学校、福祉施設、被災地といった様々な場面で、福祉的支援や生活環境改善、災害支援に関する活動など多様な活躍が期待されます。

(7) 社会福祉法人

社会福祉法人¹⁹は、高齢者、障がい者、児童まで幅広い社会福祉の専門的知識・技能を有しています。各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティア²の受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されています。このため、社会福祉法人は地域福祉の推進に積極的に参画することが期待されます。

常陸太田市内の社会福祉法人

種別	法人数
高齢者福祉施設	6法人
障害者福祉施設	3法人
児童福祉施設	3法人
市社会福祉協議会	1法人

(8) 市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、地域に暮らす市民が参加・協力して、地域の生活課題を解決するために活動している非営利の民間組織です。

高齢者や障がい者等の在宅生活を支援するための様々な福祉サービスの提供や相談対応、ボランティアや市民活動の支援、赤い羽根共同募金運動⁴⁶、災害ボランティア活動やその支援、福祉教育の推進などを実施しています。

全国的な取り組みから、地域の特性に応じた取り組みまで幅広く活動しています。とりわけ、地域福祉の推進は、市社会福祉協議会に課せられた最も重要な役割であり、市民に最も近い福祉活動の専門組織としての役割を果たしています。

46 赤い羽根共同募金運動 平成28年で運動創設70年を迎えた赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和22年（1947年）に「国民たすけあい運動」として開始された。当初戦後復興の一助として戦災孤児など生活困窮者の支援に充てられ、その後、時代の要請に合わせて、子どもの遊び場、障がい者の小規模作業所、高齢者等への在宅福祉活動から、現在のような多様な地域福祉活動を支える募金となった。

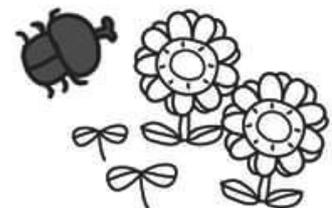
(9) 市社会福祉協議会支部

常陸太田市全域において、19の市社会福祉協議会支部¹⁴が活動しています。民生委員・児童委員⁴や市民ボランティア、各町会・自治会等の協力を得て、高齢者等を対象とした「ふれあいサロン⁴⁷」などを開催しています。地域の人々がともに楽しい時間を過ごす活動や地域での見守り活動など、その地域をよく知る人たちが力を合わせて、きめ細かに地域の安心・安全を実現しようとする取り組みを進めています。

(10) 行政（市役所）

行政（市役所）は、福祉行政という極めて重要な役割を担っています。加えて、市民の自主的な地域福祉活動や事業者等が行う社会福祉活動、さらに市社会福祉協議会が行う地域福祉推進活動等の支援をしています。

既存の福祉サービスや制度では解決できない問題については、市民や事業者等及び市社会福祉協議会、その他の関係機関と連携・協力し解決に努めています。また、市民の意見を取り入れながら限られた財源を有効に使い、最終的な福祉の担い手として地域の課題解決に取り組みます。



47 ふれあいサロン 身近な地域で、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者と、ボランティアが協働で仲間作りの場を開設し、孤独感の解消、要援護者の見守り、引きこもり予防、介護予防、健康の維持向上を図ると共に、地域福祉コミュニティづくりを目的としている。

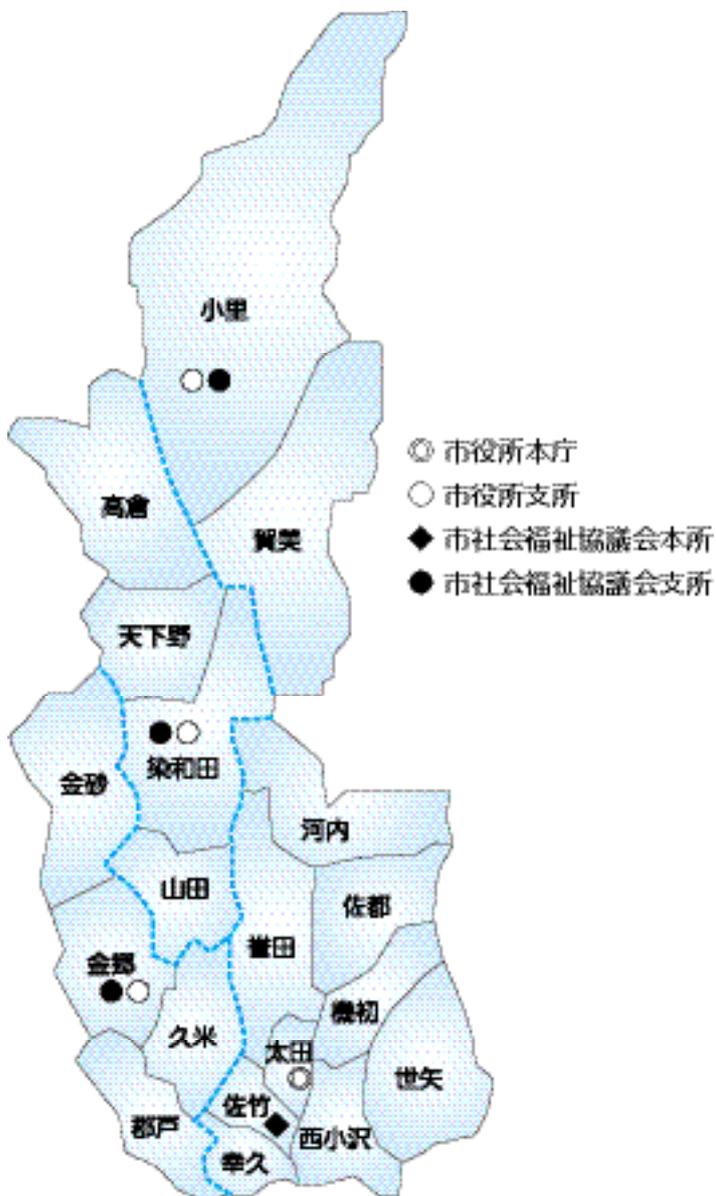
常陸太田市社会福祉協議会・支部（19支部）

市社会福祉協議会

社会福祉協議会支部

○総務グループ ○地域づくりグループ ○地域包括支援グループ ○くらしさぽーとグループ
・金砂郷支所 ・水府支所 ・里美支所

太田支部
機初支部
西小沢支部
幸久支部
佐竹支部
誉田支部
佐都支部
世矢支部
河内支部
久米支部
郡戸支部
金郷支部
金砂支部
山田支部
染和田支部
天下野支部
高倉支部
小里支部
賀美支部



第5節 計画の推進体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人を対象としながら、医療・保健・福祉を中心とする様々な生活の分野にわたっています。

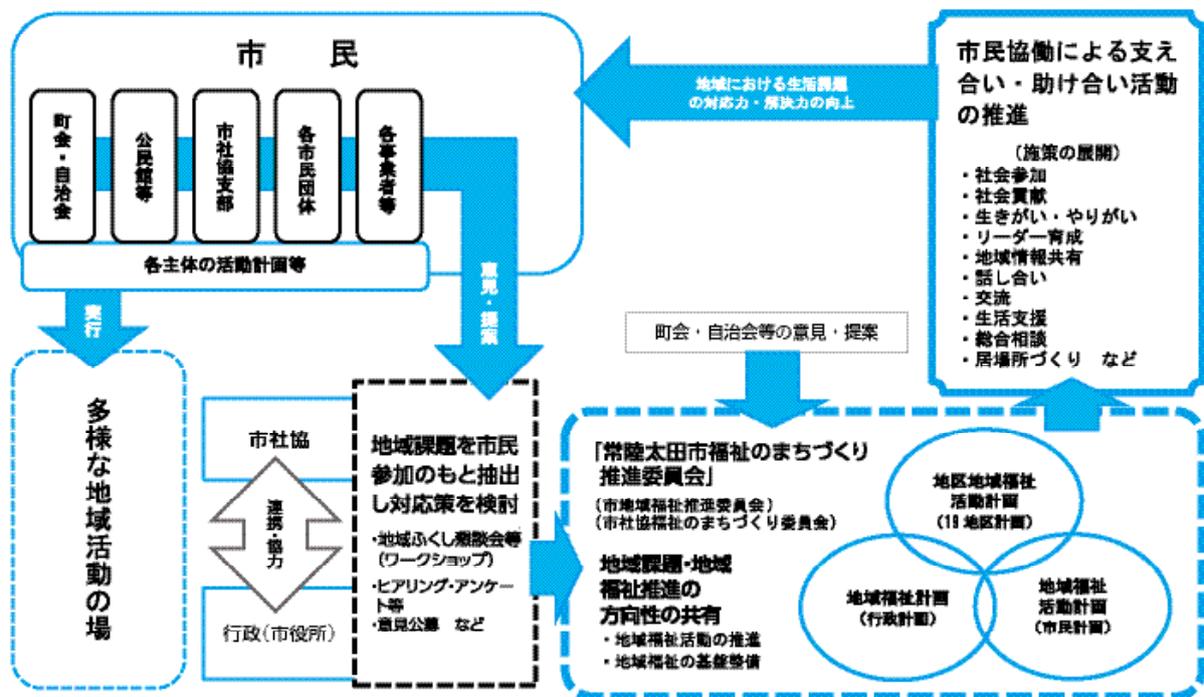
行政（市役所）と市社会福祉協議会は、相互に連携・協力し、多種多様な市民の地域福祉活動を支援・推進していくことを基本とします。

第2期地域福祉計画及び第2期地域福祉活動計画の進行管理については、『常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会（常陸太田市地域福祉推進委員会及び常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会）』が行います。

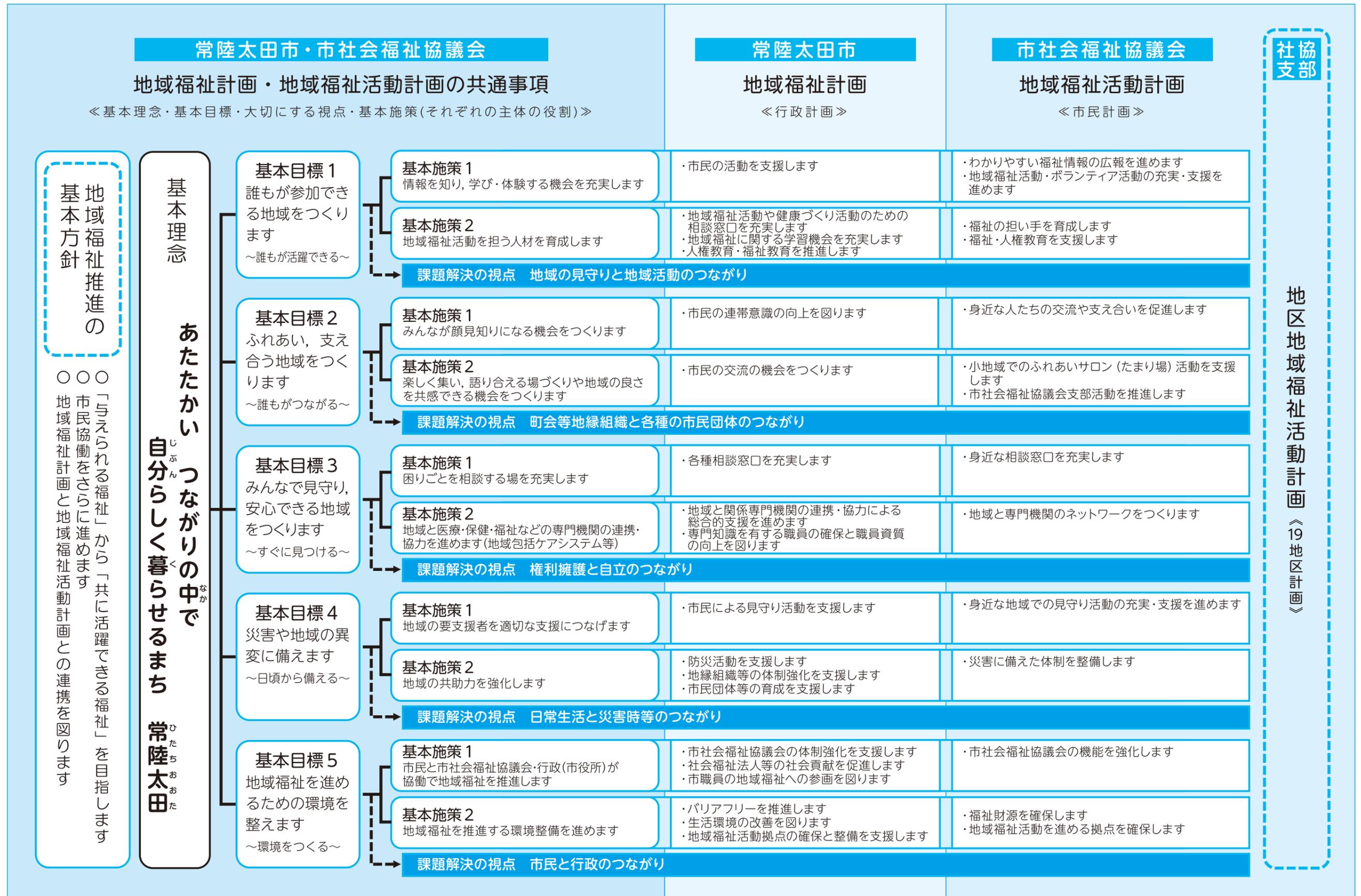
また、各施策の実施については、地域に根差した市民の取り組みとなるよう、各町会・自治会等を中心に市民や関係機関が連携・協力して進めることが重要です。

従って、計画の決定時及び改定時等には、各町会・自治会等に計画の内容について意見を伺う機会を設けるなど、より実現可能な計画となるよう関係機関の意見調整を図るものとしします。

地域福祉推進体制



常陸太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策体系



社協
支部

地区地域福祉活動計画 《19地区計画》